

2015年3月27日

株式会社常陽銀行との「商店街活性化に関する連携協定」の締結について

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、本日、株式会社常陽銀行(※、以下「常陽銀行」という。)との間で、「商店街活性化に関する連携協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

当機構は、本協定に基づき、常陽銀行との連携・協力のもと、茨城県内の商店街において、地元関係者等が主体的に取り組む賑わい創出・活性化のための活動に対して、機構の有する専門的知見と常陽銀行の地元ネットワークを活かしつつ、サポートする方策を探り実行することで、その活動を支援して参ります。

当面は、勝田駅東口周辺の商店街を対象に、空き店舗や低・未利用地に関して、有効活用の方策やファンドの組成を含め必要資金調達スキームを検討して参ります。

本取り組みの結果により、当機構ではこのような商店街の活性化について他の地域にも展開できるようなスキームの構築を目指しています。

※ 常陽銀行の概要は、下記のとおりです。

記

【株式会社常陽銀行の概要】(平成 26 年3月末時点)

本店所在地	茨城県水戸市南町2丁目5番5号
資本金	851 億 13 百万円
設立	昭和 10 年7月
取締役頭取	寺門 一義
預金残高	7兆 4,909 億円
貸出金残高	5兆 3,993 億円

以上

<お問い合わせ先・ご相談の連絡先>

株式会社地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表: TEL 03-6266-0310

地域活性化オフィス: TEL 03-6266-0380